

第6号様式別表5の4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・ 法第72条の2第1項第3号・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「支払利子」及び「受取利子」の各欄	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。 (1) 支払利子 (イ) 借入金の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 手形割引料 (ニ) 利子税及び延滞金（納期限の延長の場合に限りです。） (ホ) その他 (2) 受取利子 (イ) 貸付金の利子 (ロ) 預貯金の利子 (ハ) 公社債の利子 (ニ) 手形割引料 (ホ) 還付加算金 (ハ) その他	
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありません。	
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項に規定する支払利子の額（当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものの額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	各区分ごとに、一の借入先に対する期中の支払利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
8 「借入金等の期末現在高」及び「貸付金等の期末現在高」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定による申告にあつては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在の金額をそれぞれ記載します。 ＊ 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書の規定による申告にあつては、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に	

	係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額をそれぞれ記載します。	
9「期中の受取利子額」	法第72条の16第1項に規定する受取利子の額（当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものの額）を記載します。	各区分ごとに、一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
10「純支払利子の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
11「備考」	(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。 (2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。 (3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。	